

○東京藝術大学科目等履修生規則

〔平成5年12月16日〕
制 定

改正 平成13年3月26日 平成16年4月1日
平成25年10月24日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第99条の規定に基づき、本学における科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は、学則第59条に定める者で、当該学部が定める資格を有するものとする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に第7条に定める検定料を添えて、当該学部が科目等履修生募集要項において定める期日までに、当該学部を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他当該学部が定める書類

(入学者の選考及び入学の許可)

第4条 前条の願い出があった場合は、当該学部教授会の意見を参考として、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 科目等履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学料及び授業料の納入)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに次条に定める入学料及び授業料を納入しなければならない。

2 納入済の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても還付しない。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(履修期間)

第8条 科目等履修生は、当該学部の定める期間を超えて在学することはできない。

(単位の授与)

第9条 授業科目を履修した科目等履修生に対し、試験の上、合格者には所定の単位を与えることができる。

(単位修得証明書)

第10条 前条の規定により、科目等履修生が修得した単位については、本人の申し出により、単位修得証明書を交付する。

(附属図書館の利用)

第11条 科目等履修生は、附属図書館長の許可を得て、附属図書館を利用することができる。

(規則の遵守)

第12条 科目等履修生は、学則及び本学又は学部等の定める規則を守らなければならない。

2 前項の規定に違反又は病気その他の事由により履修を継続することが適当でないとして認められた場合は、学部等の長の申出に基づき、学長がその許可を取消すことがある。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成5年12月16日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 東京芸術大学聴講生規則（昭和26年4月10日制定）は、これを廃止する。ただし、施行日に聴講生として在学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月16日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。